

投稿年月日	令和4年2月28日	投稿者	市内在住 40代 男性
ご意見・ご提案内容	近々、全国的に新型コロナウイルスワクチンの5歳から11歳への接種が開始されると聞いています。この事について私の要望、意見を述べます。接種券は配布ではなく、自己申請（接種を希望されるご家庭は）という形で行うということが望ましいと思われます。まだ小学生くらいの小さな子供は自分で判断をすることは難しく、保護者の判断という事になりますが、接種券が配布されてくると、判断に迷っていたとしても、それには従うべきだという心理が働いてくるものだと思います。副作用や子供の今後の身体への影響を考えると心配な親御さんたちもたくさんいらっしゃると思われます。子供のこれからの人生の事なのでその判断は重大なものがあると思われます。今回の第六波でも子供への感染は広がりましたが、5～11歳の子供のコロナによる死亡者は出ていません。子供は重症化もほとんどないという事です。コロナウイルス感染が始まって2年が経過しましたが、小さな子供は死亡は0人。重症化なども皆無という事実を踏まえて、ワクチン接種を誘導するような事に、とても疑問を感じ、せめて接種券の市からの全家庭（5～11歳の子供がいる）への配布はしないでいただき、自己申請という形で、子供に接種をさせたいと考える保護者さんがいたなら、その家庭に接種券を配布するなり、なんらかの方法で対応していただきたいと思います。政府も今回の5～11歳に関しては接種努力義務とはしないと発表されました。だとすれば接種権を全家庭に配布するのは人によっては努力義務と受け取る方もおられるかもしれません。近所の誰々君や何々ちゃんもみんな打ってるし、じゃあうちの子もという風に。元来まだ小さな子供は注射など嫌いなはずです。泣きじゃくる子供を無理やり押さえつけて、打った後、もしその子の将来に悪い影響が出たとしたらと思うと、保護者の判断は重いものがあります。それでもコロナ予防の為に子供に打たせたいという方の意思是尊重しなければならないですし、難しい問題ですが、未来の宝の南島原市の子どもたちの為に賢明な判断を市長さんをはじめ、よろしくお願いします。 私も子どもたちのことを思うと本当にこのままで良いのか？という胸が苦しくなるような気持ちになり、勇気を持って意見をお伝えしようと思いました。		
回答	貴重なご意見ありがとうございます。 日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。 さて、ご提案いただきました5～11歳の新型コロナワクチンの接種券の配布方法についてのご意見からは、保護者のお立場や未来の本市の子ども達への想いが大変伝わってまいりました。 ご承知のように厚生労働省は、令和4年2月10日にファイザー社製ワクチンを使用した接種を予防接種法上の臨時接種に位置付けることを決めました。小児の公的関与では、海外でも広く接種が進められていることなどから「接種		

	勧奨を適用する」一方、現在の流行の中心であるオミクロン株へのワクチンの発症予防・重症化予防効果に関するエビデンス（証拠・根拠）が十分でないことから「努力義務の規定は適用除外」としました。 今回の小児（５～１１歳）への新型コロナワクチンについて、予防接種法第９条の「予防接種を受ける努力義務」は適用されておりませんが、第８条の自治体の「予防接種の勧奨」は適用されておりますので、予診票を郵送する勧奨の方法について本市におきましても送付の方向で検討しているところです。（国の自治体向け手引き第４章１や、県の２．２５ＱＡに記されています。） しかしながら、予診票や接種券等を市から発送する際は、同封するお知らせにおいて、「接種は強制ではなく任意であること」や「保護者の同意が必要であること」など個人の選択である旨の記載をいたします。 また、市ホームページや広報紙を活用し、子どもへのワクチン接種について、保護者とお子さんの意思に基づいて接種の判断ができるよう情報発信を行ってまいります。 このような状況で接種に際し、不安を抱かれておられることもお察し申し上げます。ご不明な点や不安なことがございましたら、こども未来課にどうぞお気軽にご相談ください。 【こども未来課 電話７３－６６５２】
担当課	こども未来課